

第13回 鶴ヶ島市危機管理対策本部 会議要旨

開催日時 令和2年7月8日(水) 10:50~11:30

開催場所 経営会議室

出席者 議長：市長

副議長：副市長、教育長

委員：総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、
健康福祉部参事、都市整備部長、都市整備部参事、会計管理者、
教育部長、教育部参事、議会事務局長

担当部署：保健センター

事務局：安心安全推進課

議題 新型コロナウイルス感染症について

- (1) 公共施設の利用制限について
- (2) イベントの開催基準について
- (3) その他

(1) 公共施設の利用制限について

各施設の利用制限について情報共有した。

また、現状では各施設の利用制限の緩和を進める方向とし、今後は国や県の動向を見ながら判断することとした。

ア 女性センター

- ・8月1日以降、サテライトオフィス機能を残しながら一部市民開放する。

イ 市民活動推進センター

- ・サテライトオフィスの使用を中止し、7月20日以降、市民開放する。

ウ 各市民センター

- ・8月1日以降は目的外利用を認め、活動時間を最長4時間まで延長する。
- ・1時間に限り、集会室の使用を認める。
- ・空手、剣道、テコンドー、和太鼓、バドミントン、卓球などの利用を認める。
(使用禁止：社交ダンス、コーラス、カラオケ、囲碁将棋など)

エ 各児童館

- ・開館時間を1日3回、2時間ずつとし、複数回の利用を可とする。
(見守りを要する児童への対応のため)
- ・図書の使用を許可する。利用については図書館と同様とする。
- ・遊戯室の運動系の遊びについては、人数の多寡により実施可能とする。

オ 老人福祉センター

- ・7月1日からお風呂と屋外(ゲートボール、グランドゴルフのみ)を開放。
- ・囲碁将棋、社交ダンス、飲食については様子を見て検討していく。

カ 図書館

- ・8月1日から開館時間や滞在時間、利用人数などを緩和する。
- ・中央図書館については、午後7時までの通常通りの時間にする。
- ・学習室については制限を設けながら利用可能とする。

- ・若葉の駅前カウンターについては21時まで時間を延長する。
- キ 屋外・屋内体育施設
- ・定期利用団体を中心に開放しているが、8月1日から一般利用の団体等についても開放する。
 - ・参加者名簿の提出など状況把握や感染症対策を講じたうえで、大会や練習試合についても許可をする。
 - ・海洋センターについては、2時間の利用毎に1時間の清掃や除菌の時間を設ける。

(2) イベントの開催基準について

これまでの基本方針を基に一部緩和する。

- ・屋内人数：50パーセント以内とし、施設の広さを前提に参加人数を決定する。
- ・屋外人数：参加人数等の基準は設けない。ただし、①～⑦の事項を厳守すること。
 - ① 特定の地域からの来場が見込まれる。
 - ② 密集・密接などの場面が想定されない
 - ③ 感染防止対策を講じる。
 - ④ イベント前後において参加者同士の交流会などを実施しない。
 - ⑤ 近接した距離での声援や大声での発生が想定されない。
 - ⑥ 飲食を伴うイベント等については、提供（販売）時における感染症対策の徹底を図り、飲食場所についても3密状況にないこと。
 - ⑦ 上記のほか、状況に応じて必要な対策を講じる。

(3) その他

- ・医師会との有識者会議の報告について
- ・新型コロナウイルス感染症対策の長期化を見据えた執務体制について
- ・医師会で行っているPCRセンターの検査実績について。（5/28～7/7：103人実施）
- ・危機管理の本部会議開催の目安について
（緊急事態宣言発令時、市民の感染者数増、職員感染時、その他必要と認めるとき）
- ・鶴ヶ島市総合防災訓練については職員対象の訓練に変更する。